

事 務 連 絡  
令和3年3月31日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

社会保険診療報酬支払基金法の一部改正に伴う事務的な取扱いについて

医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、社会保険診療報酬支払基金法（昭和23年法律第129号）の一部が改正され、令和3年4月1日より施行される予定となっている。

これにより、社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）において各都道府県に設けられている従たる事務所は廃止され、幹事長の権限は、理事長に移管されることとなるが、これによる事務的な取扱いについては、下記のとおりとするので、遺漏なきよう取り扱われたい。

#### 記

- 1 これまで幹事長を宛名として作成している文書については、令和3年4月1日以降は、理事長を宛名として作成すること。具体的には、例えば以下の文書が該当すること。
  - ・ 「社会保険診療報酬支払基金に対する保険医療機関等の届出等に関するデータ提供等について」（平成13年12月21日付け保医発第301号）に基づく保険医療機関等の届出等に関するデータの提供に係る文書
- 2 1に伴う文書の送付先その他実務上の取扱い等については、別途、支払基金より各厚生局あて連絡が行われることとなっているので、十分に連携を図ること。